

**改正**

令和8年3月26日告示第20号

山元町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、若い世代の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、山元町における少子化対策の強化に資するとともに、本町への移住及び定住の促進を目的として、新規に婚姻した夫婦に対し、予算の範囲内において、山元町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚姻年度 婚姻届が受理された日の属する年度をいう。
- (2) 夫婦 申請日（第5条の規定による申請を行った日をいう。以下同じ。）の属する前年度の1月1日から申請日の属する年度の末日までの間に婚姻届が受理された日において夫婦双方の年齢が39歳以下である夫婦をいう。
- (3) 所得証明書 合計所得金額を明らかにすることができる市町村長が発行する証明書であって、申請日において取得できる最新の年度のもをいう。
- (4) 合計所得金額 所得証明書をもとに、夫婦の合計所得金額を合算した額をいう。ただし、申請日において貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）を夫婦の双方又は夫婦の一方が返済している場合は、合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書と同一期間の返済額の合計）を控除した額とする。
- (5) 住宅賃借費用 賃貸借契約を締結した自己の居住の用に供する町内の住宅の賃借費用のうち、家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当相当額を控除した額とする。
- (6) 引越費用 申請日の属する年度の4月1日から当該年度の末日までの間に、結婚を機に引越しを行った際に引越業者又は運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）へ支払った引越しに係る費用をいう。ただし、不要になった家財道具の処分に係る費用を除く。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第2号に規定する夫婦であること。
- (2) 合計所得金額が500万円未満であること。
- (3) 夫婦双方が、過去に本町及び他市町村から同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 申請日において夫婦の双方又は夫婦の一方の住民票の住所が対象の住宅と同一であり、5年以上定住する意思があること。
- (5) 夫婦双方が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (6) 夫婦双方が、山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条に定める公共料金の滞納者、かつ、納付すべき市町村民税等の滞納者でないこと。
- (7) 夫婦双方が、山元町暴力団排除条例（平成25年山元町条例第12号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 夫婦双方が、第6条に規定する補助金の交付決定（令和7年度中に補助金の交付決定を受けた補助事業者が第7条の規定により補助金の交付申請をする場合を除く。）を受けた年度内に次に掲げるいずれかを受講していること。この場合において、ア、イ及びエについては、講座の運営補助又はボランティアによる参加も受講していることに含むものとする。
  - ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換を含む。）
  - イ プレコンセプションケアに関する講座
  - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

2 次の各号に掲げる夫婦については、婚姻年度の次年度においても、補助対象者とする。

- (1) この要綱により交付を受けた補助金の額（既に交付された額）が、次条第2項の範囲内であること。
- (2) 第8条の規定により認定を受けていること。  
(補助金対象費用及び補助金の額)

**第4条** 補助金の交付対象となる費用は、婚姻年度（第8条の規定により認定を受けた者は、婚姻年度の次年度を含む。）に支払った、住宅賃借費用及び引越費用を合算した額とし、支払った金額が領収書等により確認できるものとする。

2 補助金の上限額は次の各号に掲げる夫婦の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日時点の夫婦の年齢がともに29歳以下の場合 60万円

(2) 婚姻日時点の夫婦の年齢がともに30歳以上39歳以下の場合 30万円

3 補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

4 前条第2項に規定する夫婦に対する補助金の額は、第2項に規定する補助金の上限額から前年度に交付した補助金の額を控除した額を上限とする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、山元町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻の事実が記載された戸籍謄本

(2) 夫婦双方の住民票謄本

(3) 夫婦双方の所得証明書

(4) 夫婦双方の公共料金の納入状況確同意書

(5) 納税証明書（夫婦の双方又は夫婦の一方が町外に居住していた場合）

(6) 対象住宅の賃貸借契約書の写し、住宅手当支給状況証明書（様式第2号）、及び領収書等の写し（住宅賃借費用の補助を申請する場合）

(7) 引越費用の領収書等の写し（引越費用の補助を申請する場合）

(8) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合）

(9) 第3条第1項第8号に規定する講座を受講したことが分かる書類

(10) 誓約書（様式第3号）

(11) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

(12) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山元町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、規則第5条の規定により条件を付し、又は指示することができる。この場合において、交付決定に付した条件等を交付決定通知書に明示して通知するものとする。

(継続補助申請)

**第7条** 前条の規定による補助金の交付決定を受けた夫婦（以下「補助事業者」という。）であつて、前年度の交付額が第4条第2項に規定する上限額に達しなかったものにおいては、当該年度の末日までに補助金の交付を申請することができる。

2 前項の申請は、第5条の規定を準用する。ただし、交付申請時に提出した第5条各号に掲げる書類により確認できると町長が認めるものについては添付を省略することができる。

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定）

**第8条** 申請者が、婚姻年度の次年度において補助金対象費用を支出するときは、山元町結婚新生活支援事業資格認定申請書（様式第5号）に、第5条各号に掲げる書類を添えて、婚姻年度の末日までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書類を審査し、適当であると認めるときは、山元町結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により認定を受けた申請者は、認定を受けた日の次年度の末日までに第5条の規定による交付申請をしなければならない。ただし、第1項に規定する申請時に提出した第5条各号に掲げる書類により確認できると町長が認めるものについては、添付を省略することができる。

（申請事項の変更及び承認）

**第9条** 第6条の規定による交付決定又は前条の規定による認定を受けた内容に変更が生じた場合は、山元町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書類を審査し、適当であると認めるときは、山元町結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

**第10条** 補助金の請求をしようとする者は、山元町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により、町長に請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

**第11条** 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、山元町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- (3) 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、夫婦双方が町外に転出したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

(補助金の返還)

**第12条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、山元町結婚新生活支援事業補助金返還命令通知書(様式第11号)により、交付した補助金の全額の返還を補助事業者に命じることができるものとする。

2 前項の規定により返還の命令を受けた補助事業者は、町長が定める期日までに命令を受けた全額を返還しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 労働契約又は就業規則に基づく雇用者の命令による転勤その他やむを得ないとき。
- (2) 災害、病気等のやむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき。

4 前項の規定により、補助金の返還免除を希望する者は、山元町結婚新生活支援事業補助金返還免除申請書(様式第12号)に当該免除理由について確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(住所の変更届出)

**第13条** 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に、夫婦双方が住所を変更しようとするときは、住所変更届出書(様式第13号)に当該変更に係る書類を添えて事前に町長に提出しなければならない。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(山元町行政サービス制限実施要綱の一部改正)

2 山元町行政サービス制限実施要綱(平成21年山元町告示第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2 移住・定住支援補助金の項の次に次のように加える。

結婚新生活支援事業補助金	子育て定住推進課
--------------	----------

附 則 (令和8年3月26日告示第20号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。